

○毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説（平成 24 年 4 月版）  
（案）

## 1 指数の作成

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。

## 2 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

| 指数の種類        | 各月の調査結果の実数      |
|--------------|-----------------|
| 常用雇用指数       | 各月の本月末常用労働者数    |
| 現金給与総額指数     | 各月の 1 人平均現金給与総額 |
| きまって支給する給与指数 | 〃 きまって支給する給与額   |
| 所定内給与指数      | 〃 所定内給与額        |
| 総実労働時間指数     | 〃 総実労働時間数       |
| 所定内労働時間指数    | 〃 所定内労働時間数      |
| 所定外労働時間指数    | 〃 所定外労働時間数      |

### 実質賃金指数の算式

賃金の購買力を示す指標として、実質賃金指数を次の算式によって作成している。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の(名目)賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

### 3 指数の年平均等

指数の年平均、年度平均、半期平均及び四半期平均（以下「年平均等」という。）は、全て、各月の指数の単純平均により算出している。なお、実質賃金指数の年平均等は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについて、年平均等をとったものの比率で算出する。

### 4 指数の基準時

現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。

### 5 指数の改訂

これらの指数は、(1)基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、(2)30 人以上規模事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替えに伴う改訂、という 2 つの事由で過去に遡って改訂する。

#### (1) 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく）。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行う。ただし、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しない。

#### (2) 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

本調査では、定期的に第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行ってきており、その際に調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがある。このため、過去の指数について、修正する処理を適宜行うことでより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指数を修正することとしている。この修正を通常、ギャップ修正と呼んでおり、原則として、第一種事業所の抽出替えに併せて実施している。

ギャップ修正の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ① 第一種事業所の抽出替え（新母集団枠に基づくもの）実施月の新サンプルによる調査結果が、最新の母集団情報を反映したより正確な水準とみなす。
- ② 一方、旧サンプルは、調査対象として数年間固定していることから、調査対象の陳腐化（相対的に開設時期の古い事業所ばかりが対象となり、新設された事業所の状況が反映されにくい等）の問題点があ

る。)により、集計結果が正確な母集団の状況から少しずつずれてきたとみなす。

- ③ このずれは、前回のギャップ修正以降に生じたものであり一定の割合でずれが累積してきたとみなし、過去に遡って少しずつ調整する。

賃金・労働時間指数を例に取れば、第一種事業所の抽出替え実施月において、旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果をより正確と考えられる水準とみなす。この水準と現行の指数の水準との間に生じるギャップについて、それをなくすために過去に遡って指数を修正する。

なお、指数を作成していない所定外給与及び特別に支払われた給与並びに夏季・年末賞与の増減率についても、全て同様の考えで、このギャップの調整計算を行っている。ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わないこととしている。そのため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行わない。

## 6 平成 24 年 1 月分調査における抽出替えに伴うギャップ修正の考え方

平成 24 年 1 月のギャップ修正は、経済センサス基礎調査(以下「センサス」という。)の平成 21 年結果に基づく第一種事業所の抽出替えを平成 24 年 1 月分調査において行ったことに伴い、常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数の改訂を行った。また、それに併せて、これまで集計に用いている母集団労働者数を、平成 18 年事業所・企業統計調査に基づく労働者数から平成 21 年センサスに基づく労働者数に変更した。その結果、労働者の産業構成の変動によるギャップと新旧の調査結果のギャップとが生じることとなり、この両方のギャップを修正することとした。

各指数の改訂の考え方は以下のとおりである。

### (1) 常用雇用指数(就業形態計)

常用雇用指数については、従来、センサスの常用雇用者数をベンチマーク(正しい水準と考え、これに同一時点の毎月勤労統計調査の推計常用労働者数が合致するようにギャップ修正する)としており、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

平成 24 年 1 月分の修正においては、ベンチマークを平成 18 年事業所・企業統計調査(平成 18 年 10 月 1 日現在)から平成 21 年センサス(平成 21 年 7 月 1 日現在)に変更したことから、平成 18 年 10 月分以降について

ギャップ修正を行う。

以下に、指数の修正方法を示す。

ア まず、平成 21 年センサスの常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数とのギャップを

$$G_1(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成21年センサスの常用雇用者数}}{\text{平成21年7月分前月末推計常用労働者数}}$$

として、平成 18 年 10 月分から平成 21 年 6 月分までの指数を次式により修正する。

$$I'(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{33}(G_1 - 1) \right\}$$

ここで、 $n$  は、平成 18 年 10 月から当該月までの月数とする（平成 18 年 10 月； $n=1$ 、平成 21 年 6 月； $n=33$ ）。

イ また、このギャップ率  $G_1$  を用いて、平成 21 年 7 月分から平成 23 年 12 月分までの指数を次式により修正する。

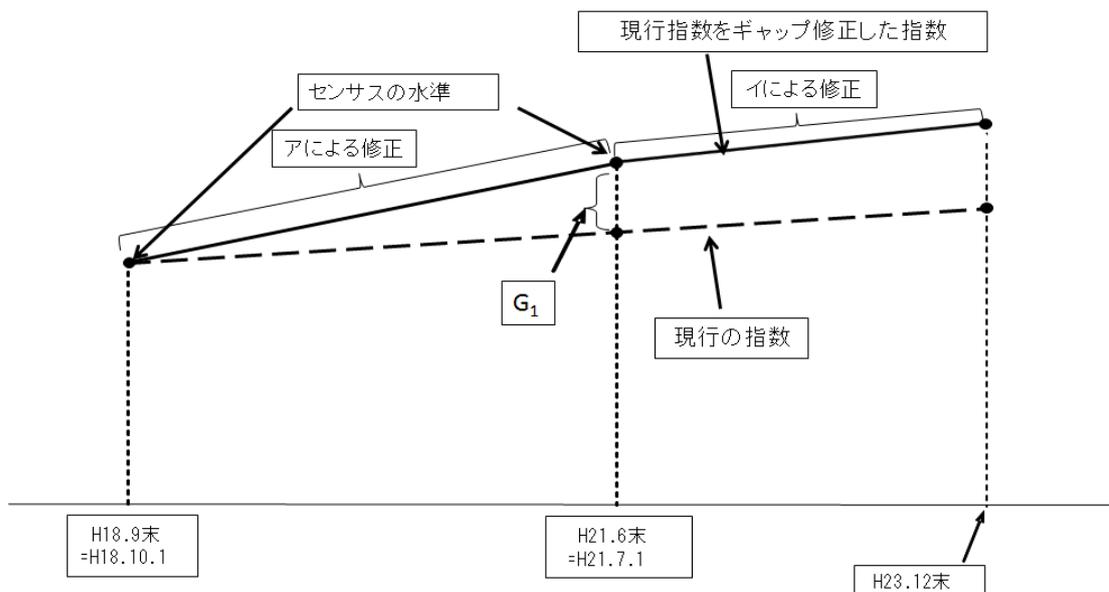
$$I'(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times G_1$$

ウ さらに、この修正した指数の平成 22 年平均が 100 となるように、指数作成開始時点から平成 23 年 12 月分までの指数を次式により修正するとともに、基準数値を変更する。

$$I'' = I'(\text{修正後指数}) \times \frac{1200}{\text{修正後の平成22年各月の指数の合計}}$$

$$\text{新基準数値(平成 22 年基準)} = \frac{\text{平成22年の各月の修正後実数の合計}}{12}$$

ここで、「平成 22 年の各月の修正後実数」とは、平成 22 年の各月の調査結果実数値を指数と同様に修正した実数である。



(2) 一般・パートタイム労働者別常用雇用指数

一般・パートタイム労働者別常用雇用指数は、基本的には、(1)の常用雇用指数（就業形態計）のギャップ修正の考え方と同様であるが、平成24年1月分について、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは前月末の一般・パートタイム労働者数の推計値にギャップが生じるため、上記(1)の修正に加えて、このギャップについての修正を平成21年1月分以降の指数について行う。

以下に、パートタイム労働者の常用雇用指数の修正方法を示す（一般労働者の常用雇用指数の修正も同様）。

ア まず、平成18年10月分から平成21年6月分までの指数を次式により修正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{33}(G_1 - 1) \right\}$$

ここで、 $n$  は、平成18年10月から当該月までの月数とする（平成18年10月； $n=1$ 、平成21年6月； $n=33$ ）。 $G_1$  は、上記(1)アにより算出したギャップ率。

また、このギャップ率  $G_1$  を用いて、平成21年7月分から平成23年12月分までの指数を次式により修正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times G_1$$

イ 上記アにより修正された指数から逆算された平成 23 年 12 月末の推計パートタイム労働者数と、平成 24 年 1 月分の新調査結果による前月末の推計パートタイム労働者数との間にギャップがあるため、

$$G_2 \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成24年1月分新調査結果による前月末パートタイム労働者数}}{\text{アにより修正された指数から逆算された平成23年12月分本月末パートタイム労働者数}}$$

をギャップとして、平成 21 年 1 月分から平成 23 年 12 月分までの指数を次式により再度修正する。

$$I'' = I' \text{ (修正後指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G_2 - 1) \right\}$$

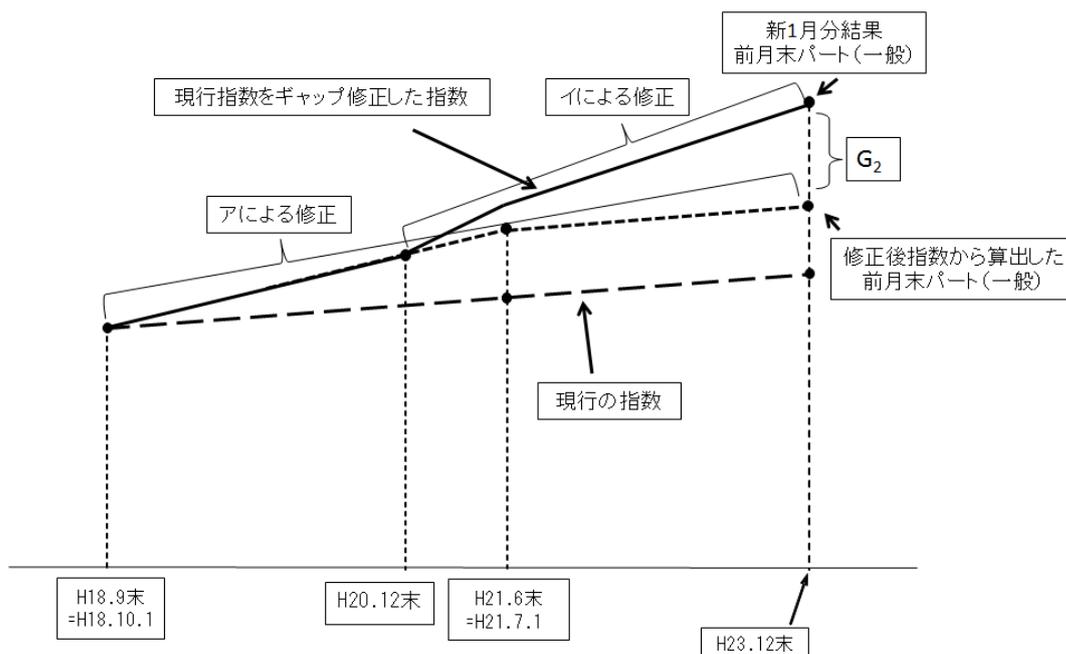
ここで、 $n$  は、平成 21 年 1 月から当該月までの月数とする（平成 21 年 1 月； $n=1$ 、平成 23 年 12 月； $n=36$ ）。

ウ さらに、この修正した指数の平成 22 年平均が 100 となるように、指数作成開始時点から平成 23 年 12 月分までの指数を次式により修正するとともに、基準数値を変更する。

$$I''' = I'' \text{ (修正後指数)} \times \frac{1200}{\text{修正後の平成22年各月の指数の合計}}$$

$$\text{新基準数値(平成 22 年基準)} = \frac{\text{平成22年の各月の修正後実数の合計}}{12}$$

ここで、「平成 22 年の各月の修正後実数」とは、平成 22 年の各月の調査結果実数値を指数と同様に修正した実数である。



### (3) 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間指数については、ギャップ修正の基本的な考え方に従い、前回のギャップ修正実施月の翌月である平成21年2月分に遡って指数の修正を行う。

以下に、賃金・労働時間指数の修正方法を示す。

抽出替えに伴うギャップを、

$$G(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成24年1月分新調査結果}}{\text{平成24年1月分旧調査結果}}$$

として、平成21年2月分から平成23年12月分までの指数を次式により修正する。

$$I(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G-1) \right\}$$

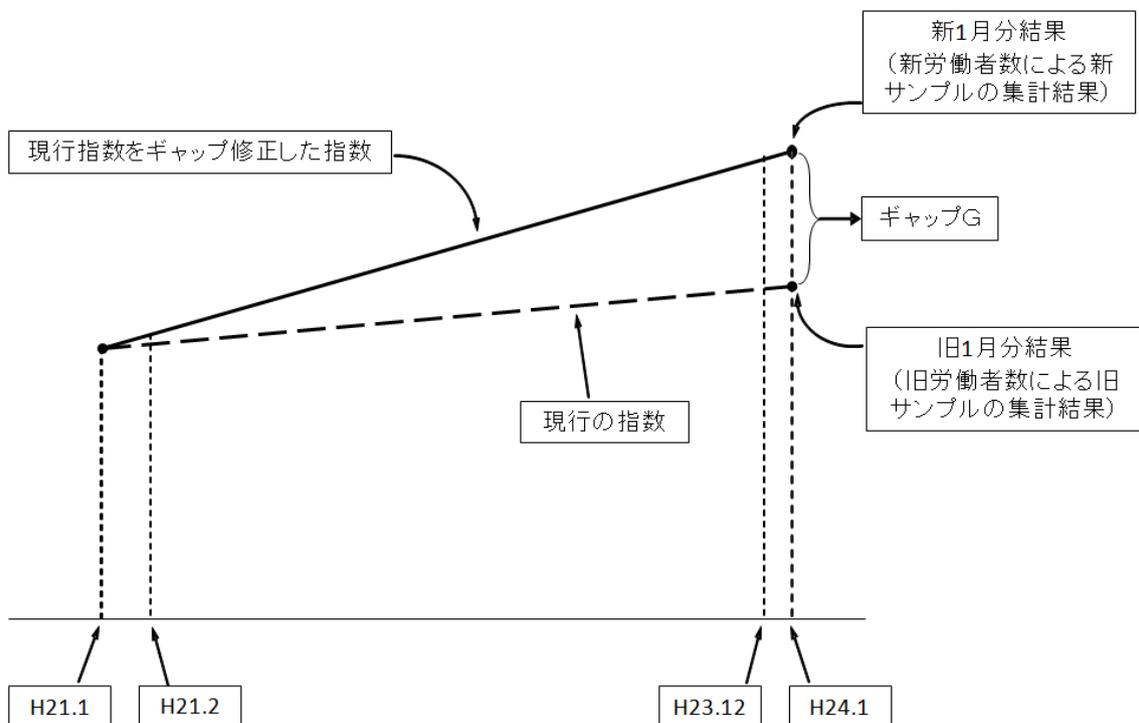
ここで、 $n$ は、平成21年2月から当該月までの月数とする（平成21年2月； $n=1$ 、平成23年12月； $n=35$ ）。

さらに、この修正した指数の平成22年平均が100となるように、指数作成開始時点から平成23年12月分までの指数を次式により修正するとともに、基準数値を変更する。

$$I' = I(\text{修正後指数}) \times \frac{1200}{\text{修正後の平成22年各月の指数の合計}}$$

$$\text{新基準数値(平成22年基準)} = \frac{\text{平成22年の各月の修正後実数の合計}}{12}$$

ここで、「平成22年の各月の修正後実数」とは、平成22年の各月の調査結果実数値を指数と同様に修正した実数である。



一般・パートタイム労働者別の賃金・労働時間指数についても同様の方法で修正する。

(注) 賃金指数については、いずれの指数についても「きまって支給する給与」のギャップ率を用いる。

#### (4) 実質賃金指数

実質賃金指数については、上記(3)で(名目)賃金指数を修正した後、次式により修正する。

$$I' \text{ (修正後実質賃金指数)} = \frac{\text{(3)による修正後の(名目)賃金指数}}{\text{消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

#### (5) 増減率の改訂

ギャップ修正を行った指数により、増減率を再計算する。

すなわち、常用雇用指数については、平成 18 年 10 月分以降、賃金・労働時間指数については、平成 21 年 2 月分以降について改訂する。

なお、指数を作成していない所定外給与及び特別に支払われた給与並びに夏季・年末賞与の増減率についても、全て同様の考えで、このギャップの調整計算を行い、改訂する。

### 7 指数以外の指標の作成

#### (1) 労働異動率

以上の指数のほかに、雇用の流動状況を示す指標として労働異動率を作成している。その算式は次に示すとおり、月間の増加労働者数又は減少労働者数を月初の労働者数（前月末労働者数）で除した百分比をそれぞれ、入職率、離職率としている。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

#### (2) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末のパートタイム労働者数を全労働者数（本月末労働者数）で除した百分比をいい、次の算式によって作成している。

$$\text{パートタイム労働者比率} = \frac{\text{本月末のパートタイム労働者数}}{\text{本月末の全労働者数}} \times 100$$

### 8 指数等の季節調整

#### (1) 季節調整の方法

作成している指数等のいくつかの系列については、季節調整値（以下「季調値」という。）を作成している。季節調整には、センサス局法(X-12-ARIMA のなかの X-11 デフォルト)を用いている。

なお、実質賃金指数及び入・離職率の季調値は、次の算式により算出したものをそれぞれの季調値としている。

$$\text{季調済実質賃金指数} = \frac{\text{季調済名目賃金指数}}{\text{季調済消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

$$\text{季調済入(離)職率} = \frac{\text{季調済月間の増加(減少)労働者数}}{\text{季調済前月末労働者数}} \times 100$$

## (2) 季調値の再計算の頻度及び対象期間

季調値は、年1回、毎年12月分までのデータが揃った時点で再計算し、原則として、1月分結果速報公表時に再計算の対象とした全期間の季調値を改訂している(季調替え)。ただし、平成24年の季調替えについては、指数の改訂に併せ1月分結果速報公表時に実施した。

季調値の計算の対象とする期間は、原則として、指数作成開始時点から前年の12月分までであるが、指数作成開始時点が昭和29年以前である系列については、昭和30年1月分を始期としている。なお、事業所規模30人以上の実質賃金指数については、全て、昭和45年1月分を始期としている。

また、再計算の対象となった期間以降の季調値の作成には、季調値の再計算の際に計算される予測季節要素を用いている。

## 9 指数等の作成状況

指数等の作成状況は、別表「毎月勤労統計調査全国調査における指数等の作成状況」に示すとおりである。

平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づいて結果の公表を行っている。

なお、大分類及び中分類等のうち、日本標準産業分類(平成14年3月改定)と接続しない産業については、指数は平成22年1月分結果から、増減率は指数を基に平成23年1月分結果から作成する。また、これらの産業の季節調整値については、当分の間作成しない。

別表 毎月勤労統計調査全国調査における指数等の作成状況（平成24年4月現在）

| 産業区分<br>系列の種類  | TL<br>調査産業計 | 大 分 類             |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            | 中分類等（旧産業分類と接続するもの）注2 | 中分類等（旧産業分類と接続しないもの）注2 |
|----------------|-------------|-------------------|----------|----------|--------------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------------|----------------------|--------------------|--------------|---------------------|---------------|------------|----------------------|-----------------------|
|                |             | C<br>鉱業、採石業、砂利採取業 | D<br>建設業 | E<br>製造業 | F<br>電気・ガス・熱供給・水道業 | G<br>情報通信業 | H<br>運輸業、郵便業 | I<br>卸売業、小売業 | J<br>金融業、保険業 | K<br>物品賃貸業 | L<br>不動産業、技術サービス業 | M<br>学術研究、専門・技術サービス業 | N<br>生活関連サービス業、娯楽業 | O<br>飲食店、宿泊業 | P<br>学習支援業、教育、医療、福祉 | Q<br>複合サービス事業 | R<br>サービス業 |                      |                       |
| 【常用雇用指数】       |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 就業形態計          | ○           | ○                 | ○        | ○        | ○                  | ○          | ○            | ○            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ○            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）         | ○           | ○                 | ○        | ○        | ○                  | ○          | ○            | ○            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ○            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 就業形態別（一般、パート）  | ○           | ○                 | ○        | ○        | ○                  | ○          | ○            | ○            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ○            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）         | ○           |                   |          | ○        |                    |            |              | ○            |              |            |                   |                      |                    |              | ○                   |               |            |                      | ○                     |
| 【賃金指数】         |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 現金給与総額、定期給与    | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）（注1）     | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 所定内給与          | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）（注1）     | ○           |                   |          | ○        |                    |            |              | ○            |              |            |                   |                      |                    | ○            |                     |               |            |                      | ○                     |
| 【実質賃金指数】       |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 現金給与総額、定期給与    | ○           |                   |          | ○        |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 同（季調値）（注1）     | ○           |                   |          | ○        |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 【労働時間指数】       |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 総実労働時間、所定外労働時間 | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）（注1）     | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 所定内労働時間        | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）（注1）     | ○           |                   |          | ○        |                    |            |              | ○            |              |            |                   |                      |                    | ○            |                     |               |            |                      | ○                     |
| 【労働異動率】        |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| 入職率・離職率        | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |
| 同（季調値）（注1）     | ◎           |                   |          | ◎        |                    |            |              | ◎            |              |            |                   |                      |                    | ◎            |                     |               |            |                      | ◎                     |
| 【パートタイム労働者比率】  |             |                   |          |          |                    |            |              |              |              |            |                   |                      |                    |              |                     |               |            |                      |                       |
| パートタイム労働者比率    | ◎           | ○                 | ○        | ◎        | ○                  | ○          | ○            | ◎            | ○            | ○          | ○                 | ○                    | ○                  | ◎            | ○                   | ○             | ○          | ○                    | ○                     |

表の見方 ○・・・事業所規模5人以上及び30人以上の2区分について、指数等を作成していることを示す。

◎・・・事業所規模5人以上及び30人以上に加え、500人以上、100～499人、30～99人及び5～29人の計6区分について、指数等を作成していることを示す。

（注1） 季調値は就業形態計のみ作成している。

（注2） 「旧産業分類」とは、日本標準産業分類（平成14年3月改定）のことである。